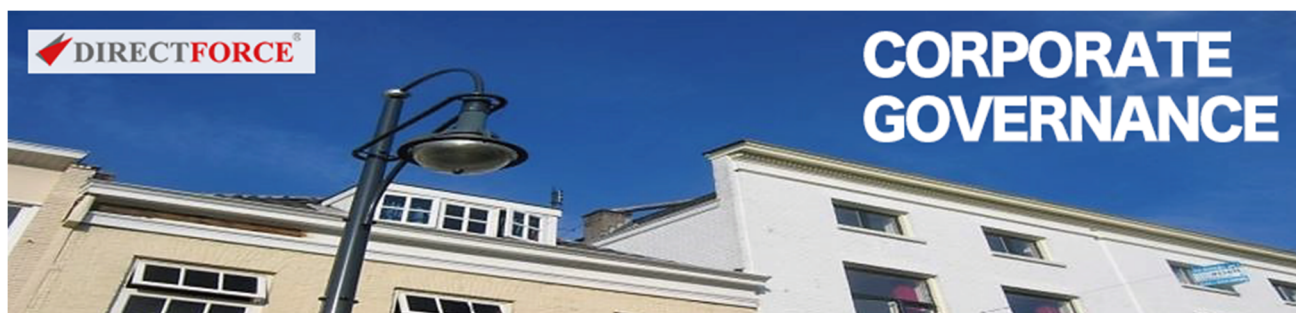




第 17 期企業ガバナンス部会第 4 回 WEB セミナー(2022 年 1 月 31 日)

テーマ： 公益通報者保護法と危機管理～SDGs、ESG 時代の
ガバナンスとコンプライアンス～

講 師： 五味 祐子 氏
(国広総合法律事務所 パートナー弁護士)



本年 6 月 1 日から施行予定の「公益通報者保護法改正法」の指針の策定にも関与された五味弁護士のセミナー。公益通報者保護法は 2004 年に成立し 2006 年 4 月に施行されたが、機能不全に陥っていた。事例検討で 5 社(金融 2 社、製造業 2 社、飲食業 1 社)の例を挙げて、社員らが業務上などで知りえた資料改竄、不正会計、偽装などの情報があったにもかかわらず、それらが会社の設置していた通報窓口などに通報されずに、不祥事の傷口が広がっていった。従来の内部通報制度が機能不全に陥っていた原因としては、経営層の意識と行動、社員のコンプライアンス意識、内部通報制度の周知不徹底、役員関連事案対応体制の未整備、報復などへの通報者の不安、社員の通報後の改善に対する期待がないこと、不十分な情報管理・調査是正措置・通報者保護などがあげられる。

ともすれば、社内のハラスメント事案などが多くを占めていた従来の内部通報制度であるが、内部統制システムとの連携、コーポレートガバナンスとの連携(昨年 6 月に再改定されたコーポレートガバナンスコードの補充原則にも記載あり)などのアップグレードも含め、内部通報制度が本来期待されていた機能が果たせるように今回の改正がなされた。

法改正の主要な点としては、

1) 企業に対して内部公益通報対応体制を整備し必要な措置(部門横断的窓口の設置、独立

性の確保、教育・周知、規定の整備・周知、質問・相談への対応体制など)をとることが義務付けられたこと。

- 2) 行政措置の導入。
- 3) 従事者(通報に対する対応を行う社員・外部スタッフ)の守秘義務の厳格化。
- 4) 公益通報者を、退職してから1年以内の社員、及び役員（現役のみ）まで拡大。
- 5) 公益通報の対象となる事実を刑事罰から行政罰にまで拡大。
- 6) 通報者の保護として、通報者の損害賠償責任を免除。
- 7) 行政機関、報道機関への公益通報要件の緩和。

などがある。特に役員が通報者になれるところは大きな変更点の一つ。

内部通報制度の実効性を高めるために最も重要な点は、経営トップの通報制度に対するコミットメントである。あわせて、内部通報制度の整備・運用における取締役、監査役の責務と役割なども明確化されてきており、今後は企業不祥事に発展する前にリスク情報が内部通報制度で通報されることで、不祥事の傷口が大きくなる前に善処されることが期待される。

今後の課題としては、グループ企業での内部通報制度(子会社の不祥事もグループ全体の不祥事とみられる)の整備、法制・ビジネス環境の異なった国々での運用、バリューチェーン・サプライチェーンにおける人権侵害問題への対応など、よりグローバルでの通報制度をいかに各社が構築していくかが課題になる。

内部通報制度の実効性は、今後の企業の持続的成長の実現のための一つの重要な事項となってくる。今回の公益通報者保護法改正がこれらに資することを願っている。

視聴者に対するアンケートでは、「最初に具体例の解説があり、その後の制度解説という構成がよく、引き込まれた」、「網羅的な整理があって状況が良く理解できた」、「時宜を得た内容に加えて、分かりやすい丁寧な説明だった」など、重要な事案を盛りだくさんの内容を非常に明快に、正確に、分かりやすく説明いただいたと、すこぶる好評であった。

以上

(企業ガバナンス部会 平井隆一)